

## 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「委託手数料率表」に記載の売買手数料をいただきます。

- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といいますが、の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し
- ・ 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

## 内部者情報等について

内部情報を知り得る立場となった場合には、遅滞なく必ず届け出て下さい。

別紙参考資料「内部者登録制度」のお知らせをご参照ください。

## 当社の概要

商号等	永和証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第5号
本店所在地	〒541-0042	大阪府中央区今橋	1丁目7-22
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	5億円（2020年03月31日現在）		
主な事業	金融商品取引業		
創立年月	昭和24年04月		
連絡先	06-6231-9329 又はお取引のある本支店にご連絡ください。		

## 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒541-0042 大阪府中央区今橋 1丁目7-22 監査部  
電話番号 : 06-6231-9329  
受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

## 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館  
電話番号 : 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)  
受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

#### ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

## 株式(上場投信・新株予約権証券等を含む)

約定代金		委託手数料	
自(万円)超	至(万円)	徴収率(%)	付加金額(円)
0	100	1.2650	0
100	500	0.9900	2,750
500	1,000	0.7700	13,750
1,000	3,000	0.6325	27,500
3,000	5,000	0.4125	93,500
5,000	—		一律299,750

※約定代金の1.2650%に相当する額が2,750円未満の場合は、一律2,750円を手数料とします。

※上記の株式について、売却代金が5,000円未満の場合は特例措置として売却代金の55.0%を手数料とします。

※約定代金は、同一種類の注文で、同一銘柄につき同一日に成立したものを一口注文として取り扱います。

## 単元未満株取引(国内上場株式)：委託手数料は、以下の式で計算されます。

区分	委託手数料	
取引所上場銘柄	1売買単元手数料	$\times \frac{\text{単元未満株数}}{\text{1 売買単元株数}}$

## 外国株式等(DR・ETF含み、国内上場外国株式等を除く)

海外市場で外国株式等の売買取引を行う場合、現地にかかる手数料および諸経費と、国内でかかる手数料の両方が必要となります。

現地手数料および諸経費は取扱市場によりそれぞれ異なりますが、国内委託手数料はどの市場の株式を取引されても国内上場株式委託手数料に準じて計算いたします。

計算式：

外国株式等手数料と諸経費合計＝現地委託手数料＋諸経費(公租公課含む)※1＋国内委託手数料

※1 その額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

また、為替は全て円貨に転換して決済します。(外貨での決済はできません。)

## 新株予約権付社債

約定代金		委託手数料	
自(万円)超	至(万円)	徴収率(%)	付加金額(円)
0	100	1.100	0
100	500	0.990	1,100
500	1,000	0.770	12,100
1,000	3,000	0.605	28,600
3,000	5,000	0.440	78,100
5,000	10,000	0.275	160,600
10,000	100,000	0.220	215,600
100,000	—	0.165	765,600

## 国債(単価：売買の額面100円につき)

自(万円)超	至(万円)	単価(円)	付加金額(円)
0	500	0.440	0
500	1,000	0.385	0
1,000	5,000	0.330	0
5,000	10,000	0.275	0
10,000	100,000	0.110	0
100,000	—	0.055	0

<注>

計算は、約定代金×徴収率（国債は単価）の計算結果の小数点以下を切り捨てた後に付加金額を加算した上で、消費税を清算します。そのため、上記方法による計算結果と実際の金額との間に若干の差額が生じる場合があります。

H21.03.16 改正

H21.05.01 改正

H21.07.01 改正

H22.06.01 改正

H23.05.01 改正

H26.04.01 改正

H26.10.01 改正

H26.11.01 改正

H30.08.01 改正

R01.11.01 改正

R02.01.01 改正

R02.04.01 改正